

### 第三種（その他の感染症）による再登園について

平素から、本園の保育につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。

感染症にり患した場合には、学校保健安全法第19条の基準に準じて出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登園する際には、医師からの指示（登園許可）に従うとともに、下記の「感染症等治癒通知書」を保護の方が必要事項を記入し、再登園の際に園へ提出してください。

#### 【出席停止について】

- 保育園における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- 感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）をご確認ください。

..... 切り取り線 .....

【保護者記入欄】

#### 登園届

\_\_\_\_\_ クラス \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

してください

溶連菌感染症     マイコプラズマ肺炎     手足口病     伝染性紅斑（りんご病）

ノロウイルス感染症     ロタウイルス感染症     ヘルパンギーナ

R S ウイルス感染症     突発性発疹     その他（ \_\_\_\_\_ ）

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園させます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 受診先医療機関 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_